

申請の手引き

LED 照明・リユース家電・断熱フィルム導入補助事業

1. 購入する商品の探し方

- LED 照明: 実店舗やネットショップで、現在使用している蛍光灯や白熱球などの照明よりも消費電力(W)が少ないものを探します。(蛍光灯型 LED への交換は専門業者に相談することを推奨)
- リユース家電: 古物商許可を有する中古家電を扱う実店舗やネットショップで商品を探し、型番を省エネ型製品情報サイトで検索して、対象要件を満たしていることを確認します。
- 断熱フィルム: 日本ウインドウ・フィルム工業会【JIS A 5759 適合品ラベル】対象製品の中から対象要件に合ったカテゴリの商品を選びます。



省エネ型
製品情報サイト



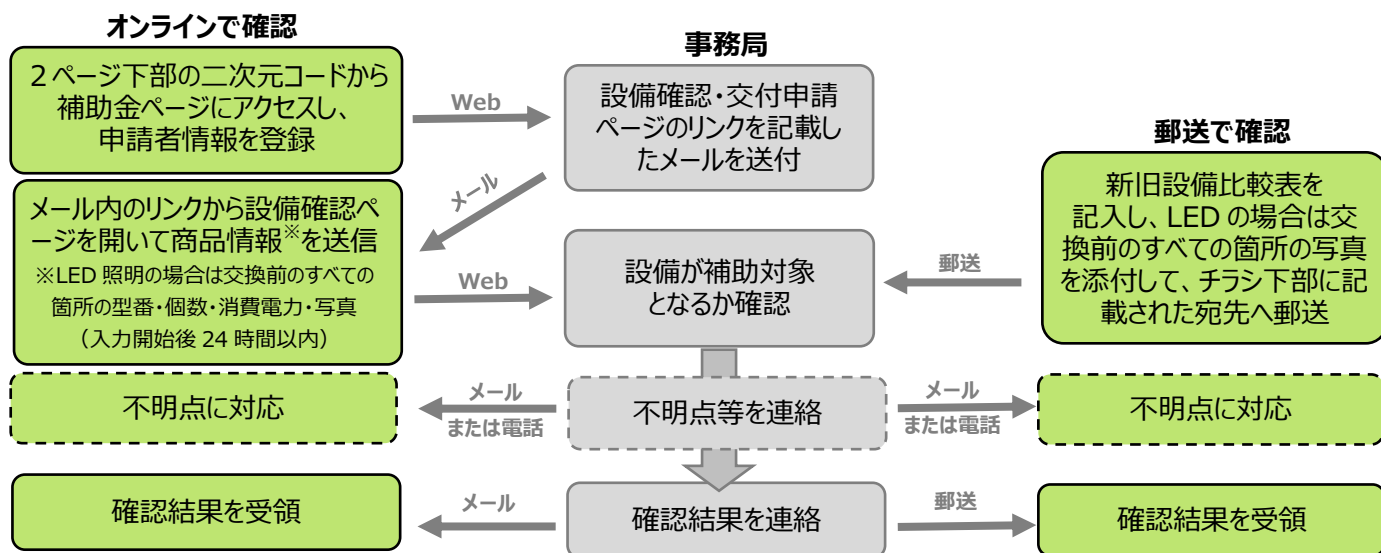
日本ウインドウ・
フィルム工業会

2. 【任意】補助対象になるか確認(設備確認)する方法

購入する商品候補が見つかったら、補助対象になるかを事務局に確認の依頼をすることができます。

オンライン オンラインで申請者登録を行うと、設備確認用と交付申請用の2つのリンクが記載されたメールが届きます。設備確認用リンクから商品の情報を入力し、送信してください。**24 時間以内に届かない場合は、迷惑メールボックス等を必ず確認してください。**

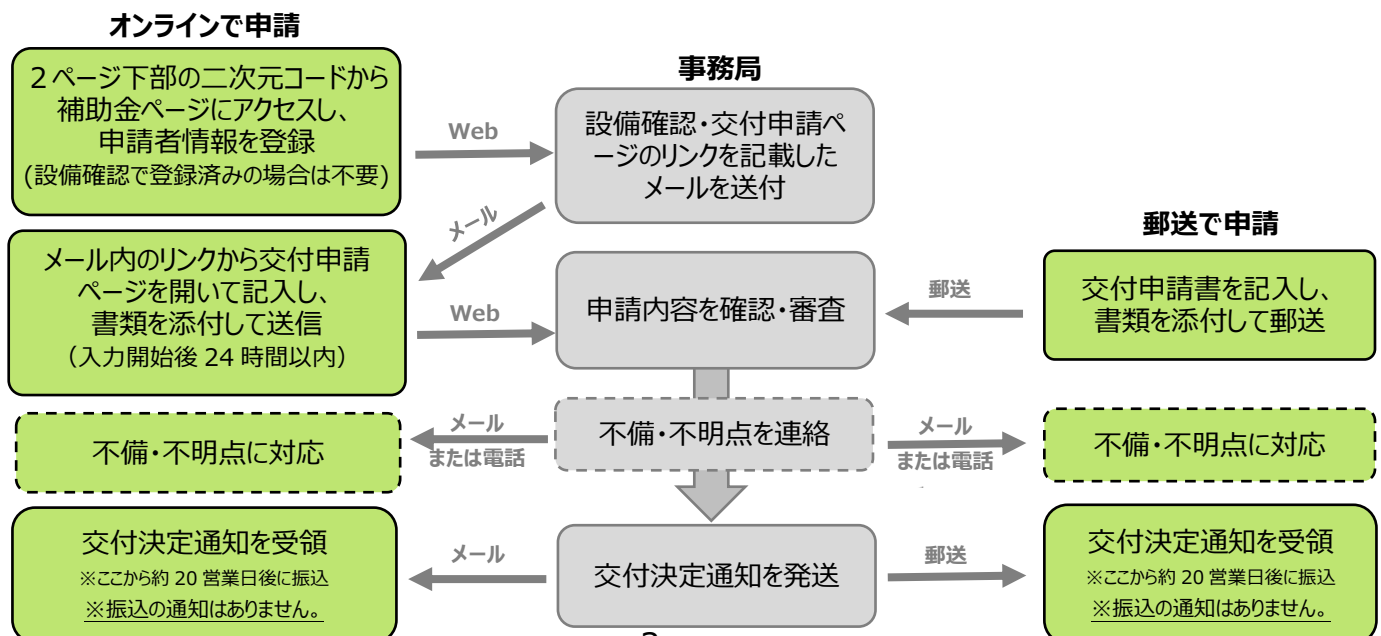
郵送 新旧設備比較表を記入し投函してください。確認には、投函から 10-13 営業日程度かかります。



3. 交付申請方法

オンライン オンラインで申請者登録を行うと、設備確認用と交付申請用の2つのリンクが記載されたメールが届きます。交付申請用リンクから、必要事項を記入して送信してください。**(24 時間以内に届かない場合は、迷惑メールボックス等を必ず確認してください。設備確認を行った方は、申請者登録時に受信したメールをご利用ください。)**

郵送 郵送での申請は必要書類を投函してください。不備の連絡をする場合には、投函から10日程度かかります。



4. 交付申請に必要な書類チェックリスト

	No	書類名	注意事項
☐	1	交付申請書	オンライン申請の場合はフォームに記入
☐	2	新旧設備比較表	オンライン申請の場合はフォームに記入
☐	3	写真	・LED は交換前と交換後のすべての照明の写真 (郵送の設備確認で交換前を提出済みの場合、交付申請では交換後のみ提出) ・断熱フィルムは各窓の施工中のもの ・リユース家電は設置後の全体が写ったもの
☐	4	領収書またはレシートの写し	購入日・購入者(申請者のフルネーム。レシートの場合は余白に記入)・商品名・ 型番・個数・金額・(リユース家電は「中古品」の表記)が記載されていること
☐	5	本人確認書類の写し	住民票・運転免許証・マイナンバーカード(表面のみ)・各種健康保険証(保険者 番号等はマスキング可)・各種年金手帳等のいずれか1つ ※本人確認書類と申請する対象住所が一致すること
☐	6	通帳の写し	金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・カナ名義が分かる面 ※ゆうちょ銀行は振込用の店名・口座番号を記入 ※交付申請書に記入した振込先と照合します
☐	7	代理者の本人確認書類	事業者が代理で手続する場合に提出(名刺可)

5. 交付申請書の補助金実績額記入例(郵送の場合)

4 補助金交付申請額

購入・設置にかかった金額 (A)
(領収書に記載されている金額から補助対象外※1を除く)
(税抜※2)

180,000円

交付申請額 (A)×0.8
(100円未満切り上げ・上限10万円※3※4)

100,000円

申請額が上限を上回る場合は上限を記入します。これまでに本補助金を利用している場合は10万円からこれまでの交付額を差し引いた金額を上限とします。

※1 割引等の金銭等の支出を伴わない分、消費税、振込手数料、延長保証費、処分費など
※2 領収書に税抜金額が記載されていない場合は、購入・設置にかかった金額を1.1で除算します(1円未満の端数は切捨)。
※3 交付申請額の欄は、10万円を超えた場合は10万円が交付額となります。
※4 これまでに省エネルギー設備等導入補助金の交付を受けている場合は、10万円からこれまでの交付額を差し引いた額が上限となりますので、その金額を記載してください。

☒ ←これまでに省エネルギー設備等導入補助金を受けていない方はチェックしてください。

6. 新旧設備比較表の記入例(郵送の場合)

No.		導入前 ※照明のみ記入			導入後			設置場所	現況写真 No.
		型式番号	個数	1つ当たりの消費電力[W]	型式番号	個数	1つ当たりの消費電力[W]		
	型番が不明な場合は形(例:直管形・環形)と種類(例:蛍光灯・白熱球)を記入								
	☐ LED(ランプのみ交換) ☒ LED(台ごと交換) ☐ リユース家電 エアコン ☐ リユース家電 冷蔵庫 ☐ 断熱フィルム	XXXX・VV99V	1	100W	AA9999A	1	40W	キッチン	1
	☐ LED(ランプのみ交換) ☐ LED(台ごと交換) ☒ リユース家電 エアコン ☐ リユース家電 冷蔵庫 ☐ 断熱フィルム	LED 以外は記入不要			AA-AA99A	1	LED 以外は記入不要		
	☐ LED(ランプのみ交換) ☐ LED(台ごと交換) ☐ リユース家電 エアコン ☐ リユース家電 冷蔵庫 ☒ 断熱フィルム	LED 以外は記入不要			FFF99F			リビング	3・4

写真の裏に記入

読み取れない場合は消費電力が印字された部分を拡大して撮影した写真も提出

断熱フィルムは個数不要

7. 前回(令和6年度)からの主な変更点

- ① 設備確認の際に申請者登録用紙の提出が不要になりました。

② 事業者の代理手続が可能になりました。